

「家族の関係性」の問題から捉えた「心中による虐待死」3類型

—多世代家族における三角関係形成プロセスの分析から—

○ 子どもの虹情報研修センター

氏名 西岡弥生 (8363)

キーワード3つ：家族の関係性、三角関係形成プロセス、心中による虐待死

1. 研究目的

近年のわが国の児童虐待防止対策は、周知のとおり、2000年の児童虐待防止法制定による虐待の概念化と見守り体制の社会化に始まる。その後は、地域における支援体制を整備され、立ち入り調査並びに保護者に対する面会・通信等の制限の強化等、家庭への介入を強める方向で法改正が進められた。直近では、子どもの一時保護に際する家裁の関与も定められた。しかし、「心中による虐待死」は、未だ解決の糸口が見つからず、子ども虐待死全体の約4割を占め推移する。親が子どもを殺害した後に自殺を図る現象は、虐待概念では捉えにくく、現行の支援枠組みでは危機介入の機を逸する事態が生じやすい現実がある。

西岡(2015)は、母親が加害者とされる「心中による虐待死」9事例の心中発生に至った経緯を明らかにするため、家族危機形成プロセスを検討した。家族は共通して、子育てスタート期の生活基盤は脆弱で父親役割が機能不全又は希薄だった。主な子育てを担う母親は、母方祖父母の精神的サポートもない状況で、心中企図約5か月～7か月前に「喪失体験」を経験し家族危機に至っていた。母親は「悲哀の病理」に陥り精神不調を深刻化させるが、背景にある家族成員の関係性については明らかにされていない。「家族の関係性」の問題は、家族機能や家族の精神保健上の問題を捉えるうえで重要なテーマである。

本研究は、「心中による虐待死」の加害者とされる母親の融合性にみる「子の損傷」の病理を、多世代家族における三角関係形成プロセスから検討することによって、「心中」企図の背景要因を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

分析対象は自治体報告書で報告された心中事例(未遂も含む)9事例とし、フィールドワーク並びに関係者への半構造化インタビュー、資料収集によってデータを収集した。9事例の家族危機形成プロセスをふまえ、危機発生の土壌となる「家族の関係性」の問題を多世代伝達過程の視点で捉えた。分析枠組みに、ボーエン理論の三角関係モデルを援用した。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理規定を遵守し、対象者を特定できないように匿名化した。協力を依頼した関係者の方には、研究の説明を口頭と文書で行い同意を得て実施した。本研究は、聖隷クリストファー大学の倫理委員会の承認を得て実施した。(認証番号 13083)

4. 研究結果

「家族の関係性」を分析した結果、加害者とされる母親が、主要な家族成員と子どもとの間で病理的な三角関係を形成するプロセスが明らかになった。その様相は3つの型に分類できた。第1の型は、原家族の祖父母間にDVによる離別があった。現在の家族生活では、母親は親機能を分担する成員と対立し、成員との葛藤的な関係に子どもを巻き込み、母子間に強固な融合関係を形成していた。第2の型では、原家族で祖父母を死別又は失踪等で失っていた。現在の家族生活においても親機能を分担し支え合っていた成員を病気や自殺で失い、母子が融合し死亡した成員に追隨する過程が示された。第3の型は、原家族で祖父母が死別又は不明の状況だった。現在の家族生活では母親と成員の関係が希薄なため、母親が見捨てられ不安を高め子どもと強固な融合関係を形成する過程が示された。さらに、心中企図に際しても、各型は特徴的な様相を示した。第1の型では、母親は心中企図の直前に遺書等を投函し、子どもの殺害後に自殺を図るが未遂に終わり、自ら近親者に連絡した。第2の型では、練炭の一酸化炭素中毒で母子共に死亡した。第3の型では、母親は子どもを窒息死させた後に自殺を図るが未遂に終わり、自ら110番通報をしたか居合わせた成員が119番通報した。以上、多世代家族における祖父母世代の関係性の病理が、母親の成人後の家族生活に影響を与え、子どもの養育において3つの型の歪みを生じさせ、それらは「心中による虐待死」3類型として顕在化したことが見出された。

5. 考察

9事例の家族は、母親がもつ「子の損傷」という関係性の病理によって家族機能に支障をきたし、「喪失体験」から「悲哀の病理」に陥った母親は、3つの型で子どもと融合し自他の境界が曖昧になり心中企図に至ったと推察される。「家族の関係性」の問題は、子育て家庭の成員間の協働体制を損ない家族機能を低下させるだけでなく、養育者の精神保健上の問題を深刻化させ、子育て機能の破綻をまねく危険性をもつ。にもかかわらず、既存の虐待概念では捉えることができない。「家族の関係性」の問題に苦しむ母親が支援を求めても、当事者のニーズや生活の困り感は支援者側に伝わり難く、両者の間で齟齬が生じる可能性が高い。9事例の家族は、支援を求めていなかったわけではない。母親が自身の苦しさを表明し助けを求めた声は、虐待概念に基づく支援枠組みの下でスクリーニングされ、①子どもへの不適切な養育(例：ネグレクト)、②子どもの教育上の問題(例：教育相談、転園)、③医療的な問題(例：入院、投薬治療、外傷処置)として認識され支援が提供された。子育て家庭への対応の基準が児童虐待防止対策の枠組みにあり、4つの定義に該当しない場合は危機対応の範疇から外され、表出した問題状況を一時的に軽減する支援が対処的に提供される実態が浮き彫りになった。虐待概念にしばられた偽解決の構図が示唆された。

※本研究は「平成26年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)基盤研究(C)課題番号26380797 研究代表者：石川瞭子」によって実施した調査結果のデータをもとに分析を行ったものです。記して感謝いたします。